

総合球技場検討委員会設置運営要綱

(設置)

第1条 総合球技場整備に向け、その施設の機能・規模、整備手法、運営方法等を調査・検討するため、総合球技場検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって構成する。

2 委員は、識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

4 委員長は、委員の互選による。

5 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項について検討する。

(1) 総合球技場の機能・規模

(2) 総合球技場の整備・運営手法

(3) 総合球技場の整備候補地の選定

(4) その他

(会議の運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、山梨県総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月3日から施行する。